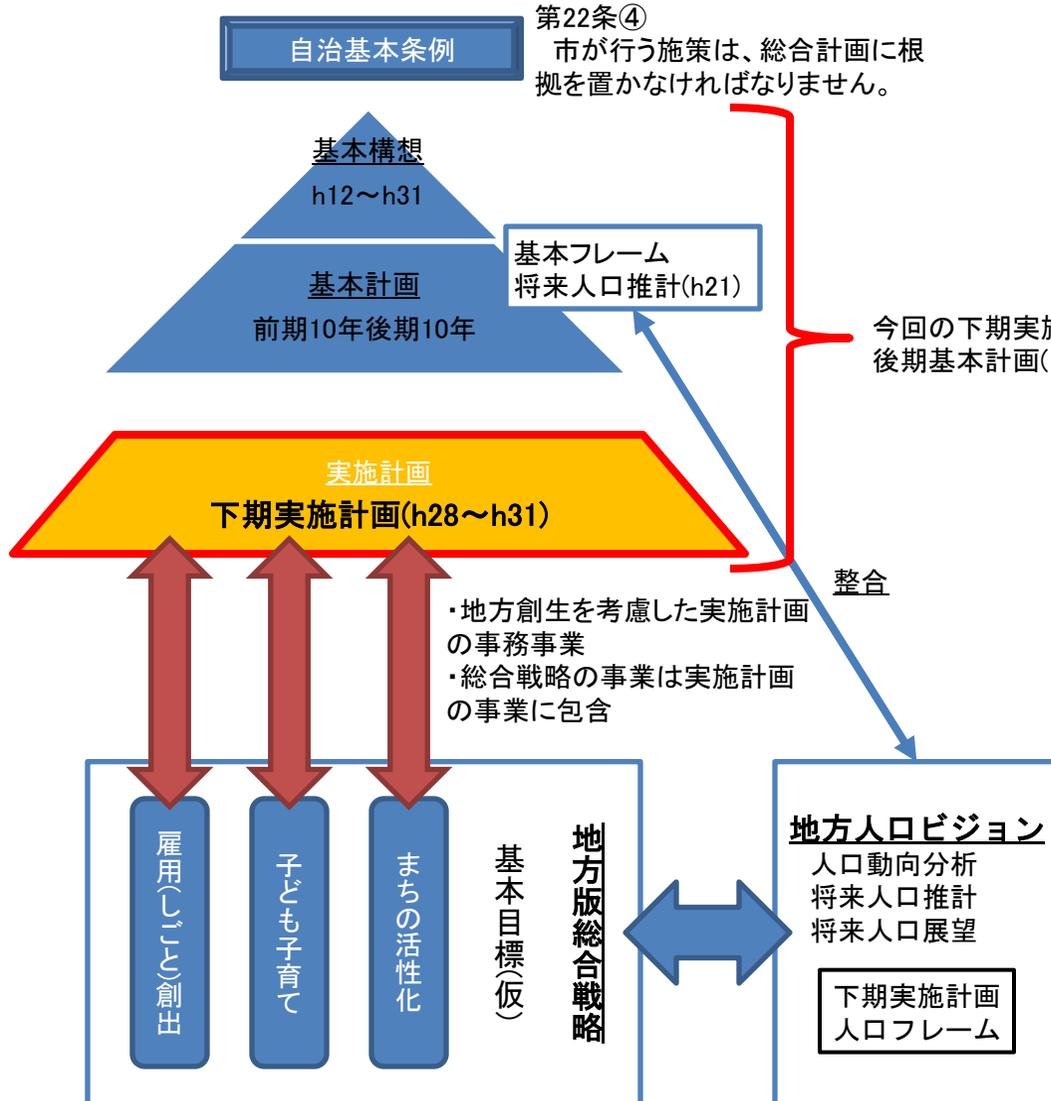


趣旨

流山市総合計画後期基本計画に基づき、下期実施計画を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、国及び県が策定するまち・ひと・しごと創生戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定する。

イメージ



(策定のための手引き)

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としています。いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

今回の下期実施計画は、基本構想(20年)、後期基本計画(10年)の総仕上げ

まち・ひと・しごと創生法

まち・ひと・しごと創生総合戦略・基本目標

- ① 地方における安定した雇用を創出する。
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる。
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

勘案



県戦略

未策定

勘案

